社說

射的術の奬勵

軍備擴張は海陸共に目下の急務事として拡張軍に就ては夫れ〳〵の計畫も少なからずして正に着手中なれども其計畫は自から兵制上の組織に過ぎず國の兵源たる一般の士氣を奬勵し人々武進の心操を得せしむるの方法に至りては自から一にして思ふ可き種々の工風もなきに非ずと雖も政府の事業として之を行ふときは少なからざる金を要するの常にして現在の擴張計畫さへも過大云々の說を免かれざる今日に際し一般の奬勵に費用の支出は容易の沙汰に非ざる可し或は國中各學校の兵式體操の如き多少の出費は免かれず實際の必要止むを得ずして行ふものなれども從に政府に一錢の金をも支出して武進奬勵の目的を達する工風ありと云ふは如何ならず我輩が先年來主張して過般も其事に論及したる射的に限りて金錢の賭を許すの一事なり一般に射的を公許したる處にて銃器火藥等の始末は自から取締の法に難からず實際に危險の虞なきは僅に保證する所なり或は金錢を賭するの一段に至りて掛念するものもあらんなれども今日の實際に賭事は法律に禁ずる所なれども相撲競馬を始めとして花牌と云ひ鐵の蹴合ひと云ひ其事の內々行はれつゝあるは明白の事實にして賭を好むは人情の自然、殆んど禁ず可らざるものなり然るに我國の法律に於ては之を禁ずるのみ之を禁なれ今、射的に限りて賭の公許をあれば一般の人情、みれに趨らざらんと欲するも得べからず射的の盛に流行して國中の男子は一人として其術を心得ざるものなく中には百發百中の妙を顯し出して此一事に掛けては日本人獨得の長所として世界に名を成すに至る可し一般の士氣を奬勵するの捷徑のみか金錢の賭は實際に內々行はれつゝある其事實を射的の一方に公にするとなれば自から花牌蹴合ひの如き內密の所行を此一方に向はしむるの效能ある可し一錢の金を費さずして武進奬勵の目的を達す我輩は自から工風の妙を信じて實行を希望するものなり而して其實行に就て尙は我流の所見を以てすれば賭の公許は勿論なる其上に射的場の如きは官有地なれば無代にて貸渡し私有地なれば地租を免除して特別に保護する又その上に其場所に出入して特に熟練の妙を得たるものは試驗の上、徵兵を免除するか或は全然免役は實際に不可なりとあれば小學教員などの例に倣ふて六週間の現役に服せしむるか又は一年志願兵の特典を與ふるなどの趣向は最も有力の奬勵法なる可し兎に角に種々の工風を以て射的を奬勵し一般に其事に熟するあらば昔しの武士が銘々撃劍に心掛けて如何なる家にても刀劍を所持すると同樣にして銘々の家には必ず銃器を藏する其銃器の種類を一定せしむるあらば爲さば一旦必要の場合に直に用を爲して恰も全國皆兵の實を見るに至る可し今日に於ては或は軍備制減などの說もあれども何か急變の折には何十萬の常備兵も尙は不足を感ずるの時節あるべし可らず地租を免除して士氣を奬勵し大に兵數を殖して知らず〳〵の間に全國皆兵の實を收むるとは制度の點より見るも得策たるべきものなり

貴族院議事

（三月二十二日午前十時二十分開議）

書記官の報告後、議長は明治三十年度歲入歲出編豫算總追第三號外二件審査期限を定むる件を滿場異議なく谷平藏の說にて異議なく今二十三日中に審査報告を爲すに決し次に日程第一請願委員長報告の件に移り馬屋原彰氏登壇、述べて曰く受領したる請願書數二百九十五の內に付すべきものと認め可決せしもの四十九通にて院議に付すべきものと認め可決せしもの四十九件二百三十三通其他は悉く否決したりと

明治二十八年度豫備金支出の件

明治二十八年度に於て國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金歲入及資金を以て豫算超過及豫算外支出の件

傳染病豫防法案

議長は先づ第一條より第三條迄を議題に供し第二條は委員會の修正通り第三條は久保田讓氏の說にて市町村長と字句の修正を加へて可決し第四條より第五條第六條は原案の通り第七條は削除第八條第九條は原案に可決し第十二條迄同上第十三條は修正案通り第十四條五條は原案第十六條より廿條迄は修正に可決第廿一條は修正の原案に久保田讓氏の修正を加へ可決第廿二條は修正の通り第廿三條より第廿五條迄は原案に可決す第廿六條は第廿二條廿四條の府縣稅又は地方稅に對し其六分一を補助する」とあるを委員會に於て三分一と修正したるに對し阪谷政府委員は憲法上豫算發議權は政府にあるに財政計畫の既に定まる今日右は不穩合に付き原案に復活を希望すと述べたるに其言葉よりして端なく一場の波瀾を生じたり即ち久保田讓氏は先づ財政計畫既に定まるがては最早之を變更議決するの權能なしと云ふか貴族院は立法の權を有す豈豫算既に定まるの故を以て法案を動かすの權なしとせんやと論じ安場保和氏も亦政府委員は議院の權能を無視する者なりと述べ外山正一伊達宗敎氏等は何故に憲法を云々したるやと詰問し次に三浦安氏は躍起となり述べて曰く斯かる些々たる問題に憲法論を持出すは畢竟憲法の力を以て乘騎を壓倒せんとするに外ならず若し豫算既に確定するが故に議出修正を加へて之を可決したる旨を報告し且つ便宜の爲め豫高整理公債法案に對する委員會の結果を報告した

松方總理大臣は不同意を表して曰く本案に對し委員會に於て委細陳述したるは只今報告ありし如くなるが政府にして若し此處分を拒絕して顧みざるものとせば或は本案制定の必要もあらん併し政府にては絕對的に之を拒絕せざるのみならず其價値すべきものは目下已に調査に從事しつゝあり若し果して處分の已むを得ざるものあれば夫々處分する事に決し居れり尤も兼議院案の如く書制以前に遡りて之を處分せんとするは著類殆んど皆無とも云ふべくして到底出來難き事なりと雖も兎に角政府の意向にして已に此の如しとせば別に本案を制定するの必要無かるべく聽て政府は本案に賛同意し難きを以て一言し置くなりと演說終るや鳥尾三良氏は政府が調査の上處分せんとするは果して何の規程に據るやと質問したれば松方大臣は之に答へて少しく申述したり其處分の顚末輪郭賛を經る者なりと述ぶ夫より賛否兩者の討論を爲り安場保和氏は政府の意向已に處分の事に決定したる上は本案の必要無きに似たりと雖も左り迄種々輯定し置くも差支なる事なれば事ろ明に擬定して後日の不本意をして安堵せしむるのそ然るべけれと賛成し阪谷千城氏は政府の意向にして處分の事に決定したりとせば之に一任して可ならん然るに此の如き法律を制定して政府に迫るは唯に政府を苦しむるのみならず本案たる實に個條の爲めに憂ふべき事なりと反對し鳥尾三良氏より賛成の演說ありたる後討論終局と決せしかば議長は第二讀會を開くべきや否やを採決して更に氏名點呼を行ふ

出席總數

開くべし　一百

即ち僅々四名の多數を以て第二讀會を開くに決し次に第三讀會を開くべきや否やを採決して更に氏名點呼を行ふ

出席總數

開くべし　一百

是に於て引續き第三讀會の修正通り決定す

豫高整理公債法案（同上）

今千城氏は又々反對し述べたるは頗る無益なりと雖も既に至れる上は如何ん千萬なるものにて之を可決する方然るべしと質問續出したるも前法案と同樣議長が採決して議に問ひたるに少數にて否決せる法律案の一は定數に至れり右の議に付て定數を欠くに至れり且次回の日程を變更して左の議事に移る

貴族院議事

（三月二十二日午前十時二十分開議）

豫算總追第三號外二件審査期限を定むる件を滿場異議なく谷平藏の說にて異議なく今二十三日中に審査報告を爲すに決し次に日程第一請願委員長報告の件に移り馬屋原彰氏登壇、述べて曰く受領したる請願書數二百九十五の內に付すべきものと認め可決せしもの四十九件二百三十三通其他は悉く否決したりと

明治二十八年度豫備金支出の件

明治二十八年度に於て國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金歲入及資金を以て豫算超過及豫算外支出の件

傳染病豫防法案（政府提出衆院送附）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長鍋嶋直彬氏は委員會にて簡單なる修正を加へたるのみにて之を可決したる旨を報告したる後讀會を省略して直に之を可決確定し次に富田鐵之助氏の發議に基き尙ほ日程を變更して關稅定率法案第一讀會の續を開く

關稅定率法案（同上）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長富田鐵之助氏は委員會にては本案の最も重要なるを認め鄭重に審査を遂げたる末修正案の如く修正して可決したる旨を報告し且つ讀會を省略せん事を求め異議なく讀會を省略して直に之を可決確定し次に曾我祐準氏の發議に依り尙ほ日程を變更して屯田兵土地給與規則中改正法律案第一讀會の續き及び二十八年法律第二十六號中改正法律案第一讀會の續きを開くに決す

屯田兵土地給與規則中改正法律案（同上）

第一讀會の續

特別委員長曾我祐準氏は委員會にて之を可決したる旨を報告し尙ほ便宜の爲めにとて二十八年法律第二十六號中改正法律案も異議なく之を可決したる旨をも報告したる後讀會を省略して可決確定す

明治二十八年法律第二十六號中改正法律案（同上）

第一讀會の續き（可決確定）

是れ亦た讀會を省略して直に可決確定し又々議長より協議に依り、日程を變更して次の議事を開く

遠洋漁業奬勵法案（同上）

第一讀會（委員附托）

藤田政府委員は說明して曰く昨年本院よりの建議もあり當局者も大に其必要を認め種々調査を遂げ且つ水產調査委員會へも諮問して新く本案を提出するに至れりと終りて一二の質問ありたる後委員附托に決す次に安場保和氏の發議ありて尙ほ又日程を變更して左の議事に移る

家祿賞與祿處分法案（衆院提出）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長黑田長成氏は委員會にては松方大藏大臣の出席もありて反覆審議したる結果終に修正案の如くに修正を加へて之を可決したる旨を報告し且つ便宜の爲め豫高整理公債法案に對する委員會の結果を報告した

松方總理大臣は不同意を表して曰く本案に對し委員會に於て委細陳述したるは只今報告ありし如くなるが政府にして若し此處分を拒絕して顧みざるものとせば或は本案制定の必要もあらん併し政府にては絕對的に之を拒絕せざるのみならず其價値すべきものは目下已に調査に從事しつゝあり若し果して處分の已むを得ざるものあれば夫々處分する事に決し居れり尤も兼議院案の如く書制以前に遡りて之を處分せんとするは著類殆んど皆無とも云ふべくして到底出來難き事なりと雖も兎に角政府の意向にして已に此の如しとせば別に本案を制定するの必要無かるべく聽て政府は本案に賛同意し難きを以て一言し置くなりと演說終るや鳥尾三良氏は政府が調査の上處分せんとするは果して何の規程に據るやと質問したれば松方大臣は之に答へて少しく申述したり其處分の顚末輪郭賛を經る者なりと述ぶ夫より賛否兩者の討論を爲り安場保和氏は政府の意向已に處分の事に決定したる上は本案の必要無きに似たりと雖も左り迄種々輯定し置くも差支なる事なれば事ろ明に擬定して後日の不本意をして安堵せしむるのそ然るべけれと賛成し阪谷千城氏は政府の意向にして處分の事に決定したりとせば之に一任して可ならん然るに此の如き法律を制定して政府に迫るは唯に政府を苦しむるのみならず本案たる實に個條の爲めに憂ふべき事なりと反對し鳥尾三良氏より賛成の演說ありたる後討論終局と決せしかば議長は第二讀會を開くべきや否やを採決して更に氏名點呼を行ふ

出席總數

開くべし　一百

即ち僅々四名の多數を以て第二讀會を開くに決し次に第三讀會を開くべきや否やを採決して更に氏名點呼を行ふ

出席總數

開くべし　一百

是に於て引續き第三讀會の修正通り決定す

豫高整理公債法案

今千城氏は又々反對し述べたるは頗る無益なりと雖も既に至れる上は如何ん千萬なるものにて之を可決する方然るべしと質問續出したるも前法案と同樣議長が採決して議に問ひたるに少數にて否決せる法律案の一は定數に至れり右の議に付て定數を欠くに至れり且次回の日程を變更して左の議事に移る

六分三分の兼合六を濟し傳染病豫防法案を動議上がつたり其助金修正を非とし法より豫算編成の三浦安氏等躍起と原の一男一子旨の間に準寄せて騷音より拠も大きな事其意や頗る善し其意や頗る善し〳〵受合つては政府其意は頗る善きも權や豫算の編日が辷り過ぎたるも只では濟まされぬなく太した議論でゆトゝ速記錄を拔濟みとは先づ以て參事官は不都合職の議員をソッチしたるは目覺しか漏にして調査の行や內務省の參事官と叫破したるは無讀するもの誰かけ日程變更の動議下に現はれ出でも讀會省略、異議過する其狀恰も疾して案祿賞與祿處松方大臣突然と明して曰く士族のも此案に示す所分するに由なし日は次期議會まで延期上奏して願意を達した過しとせず然らは寸と言明断、賞二賞一否之より言に敢て疑を容れは永く銷魂に迷はる議長は第二讀會を開くべき

書記官の報告後、議長は明治三十年度歲入歲出編豫算總追第三號外二件審査期限を定むる件を滿場異議なく谷平藏の說にて異議なく今二十三日中に審査報告を爲すに決し次に日程第一請願委員長報告の件に移り馬屋原彰氏登壇、述べて曰く受領したる請願書數二百九十五の內に付すべきものと認め可決せしもの四十九件二百三十三通其他は悉く否決したりと

明治二十八年度豫備金支出の件

明治二十八年度に於て國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金支出の件

明治二十八年度特別會計豫備金歲入及資金を以て豫算超過及豫算外支出の件

傳染病豫防法案

議長は先づ第一條より第三條迄を議題に供し第二條は委員會の修正通り第三條は久保田讓氏の說にて市町村長と字句の修正を加へて可決し第四條より第五條第六條は原案の通り第七條は削除第八條第九條は原案に可決し第十二條迄同上第十三條は修正案通り第十四條五條は原案第十六條より廿條迄は修正に可決第廿一條は修正の原案に久保田讓氏の修正を加へ可決第廿二條は修正の通り第廿三條より第廿五條迄は原案に可決す第廿六條は第廿二條廿四條の府縣稅又は地方稅に對し其六分一を補助する」とあるを委員會に於て三分一と修正したるに對し阪谷政府委員は憲法上豫算發議權は政府にあるに財政計畫の既に定まる今日右は不穩合に付き原案に復活を希望すと述べたるに其言葉よりして端なく一場の波瀾を生じたり即ち久保田讓氏は先づ財政計畫既に定まるがては最早之を變更議決するの權能なしと云ふか貴族院は立法の權を有す豈豫算既に定まるの故を以て法案を動かすの權なしとせんやと論じ安場保和氏も亦政府委員は議院の權能を無視する者なりと述べ外山正一伊達宗敎氏等は何故に憲法を云々したるやと詰問し次に三浦安氏は躍起となり述べて曰く斯かる些々たる問題に憲法論を持出すは畢竟憲法の力を以て乘騎を壓倒せんとするに外ならず若し豫算既に確定するが故に議出修正を加へて之を可決したる旨を報告し且つ便宜の爲め豫高整理公債法案に對する委員會の結果を報告した

松方總理大臣は不同意を表して曰く本案に對し委員會に於て委細陳述したるは只今報告ありし如くなるが政府にして若し此處分を拒絕して顧みざるものとせば或は本案制定の必要もあらん併し政府にては絕對的に之を拒絕せざるのみならず其價値すべきものは目下已に調査に從事しつゝあり若し果して處分の已むを得ざるものあれば夫々處分する事に決し居れり尤も兼議院案の如く書制以前に遡りて之を處分せんとするは著類殆んど皆無とも云ふべくして到底出來難き事なりと雖も兎に角政府の意向にして已に此の如しとせば別に本案を制定するの必要無かるべく聽て政府は本案に賛同意し難きを以て一言し置くなりと演說終るや鳥尾三良氏は政府が調査の上處分せんとするは果して何の規程に據るやと質問したれば松方大臣は之に答へて少しく申述したり其處分の顚末輪郭賛を經る者なりと述ぶ夫より賛否兩者の討論を爲り安場保和氏は政府の意向已に處分の事に決定したる上は本案の必要無きに似たりと雖も左り迄種々輯定し置くも差支なる事なれば事ろ明に擬定して後日の不本意をして安堵せしむるのそ然るべけれと賛成し阪谷千城氏は政府の意向にして處分の事に決定したりとせば之に一任して可ならん然るに此の如き法律を制定して政府に迫るは唯に政府を苦しむるのみならず本案たる實に個條の爲めに憂ふべき事なりと反對し鳥尾三良氏より賛成の演說ありたる後討論終局と決せしかば議長は第二讀會を開くべき

田尻政府委員より一應說明ありて直に委員附托に決するや鍋嶋直彬氏より日程を變更して租稅倉庫法案第一讀會の續きを議すべしとの動議を出して異議なく日程變更に決す

保稅倉庫法案（政府提出衆院送附）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長鍋嶋直彬氏は委員會にて簡單なる修正を加へたるのみにて之を可決したる旨を報告したる後讀會を省略して直に之を可決確定し次に富田鐵之助氏の發議に基き尙ほ日程を變更して關稅定率法案第一讀會の續を開く

關稅定率法案（同上）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長富田鐵之助氏は委員會にては本案の最も重要なるを認め鄭重に審査を遂げたる末修正案の如く修正して可決したる旨を報告し且つ讀會を省略せん事を求め異議なく讀會を省略して直に之を可決確定し次に曾我祐準氏の發議に依り尙ほ日程を變更して屯田兵土地給與規則中改正法律案第一讀會の續き及び二十八年法律第二十六號中改正法律案第一讀會の續きを開くに決す

屯田兵土地給與規則中改正法律案（同上）

第一讀會の續

特別委員長曾我祐準氏は委員會にて之を可決したる旨を報告し尙ほ便宜の爲めにとて二十八年法律第二十六號中改正法律案も異議なく之を可決したる旨をも報告したる後讀會を省略して可決確定す

明治二十八年法律第二十六號中改正法律案（同上）

第一讀會の續き（可決確定）

是れ亦た讀會を省略して直に可決確定し又々議長より協議に依り、日程を變更して次の議事を開く

遠洋漁業奬勵法案（同上）

第一讀會（委員附托）

藤田政府委員は說明して曰く昨年本院よりの建議もあり當局者も大に其必要を認め種々調査を遂げ且つ水產調査委員會へも諮問して新く本案を提出するに至れりと終りて一二の質問ありたる後委員附托に決す次に安場保和氏の發議ありて尙ほ又日程を變更して左の議事に移る

家祿賞與祿處分法案（衆院提出）

第一讀會の續き（修正可決）

特別委員長黑田長成氏は委員會にては松方大藏大臣の出席もありて反覆審議したる結果終に修正案の如くに修正を加へて之を可決したる旨を報告し且つ便宜の爲め豫高整理公債法案に對する委員會の結果を報告した

松方總理大臣は不同意を表して曰く本案に對し委員會に於て委細陳述したるは只今報告ありし如くなるが政府にして若し此處分を拒絕して顧みざるものとせば或は本案制定の必要もあらん併し政府にては絕對的に之を拒絕せざるのみならず其價値すべきものは目下已に調査に從事しつゝあり若し果して處分の已むを得ざるものあれば夫々處分する事に決し居れり尤も兼議院案の如く書制以前に遡りて之を處分せんとするは著類殆んど皆無とも云ふべくして到底出來難き事なりと雖も兎に角政府の意向にして已に此の如しとせば別に本案を制定するの必要無かるべく聽て政府は本案に賛同意し難きを以て一言し置くなりと演說終るや鳥尾三良氏は政府が調査の上處分せんとするは果して何の規程に據るやと質問したれば松方大臣は之に答へて少しく申述したり其處分の顚末輪郭賛を經る者なりと述ぶ夫より賛否兩者の討論を爲り安場保和氏は政府の意向已に處分の事に決定したる上は本案の必要無きに似たりと雖も左り迄種々輯定し置くも差支なる事なれば事ろ明に擬定して後日の不本意をして安堵せしむるのそ然るべけれと賛成し阪谷千城氏は政府の意向にして處分の事に決定したりとせば之に一任して可ならん然るに此の如き法律を制定して政府に迫るは唯に政府を苦しむるのみならず本案たる實に個條の爲めに憂ふべき事なりと反對し鳥尾三良氏より賛成の演說ありたる後討論終局と決せしかば議長は第二讀會を開くべき